

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

**個人事業性資金等の貸付（アパートローン等）に関する取扱い変更について**

三菱UFJ信託銀行は、2018年9月28日をもって弊社が融資を実行する個人事業性資金等の貸付（以下「アパートローン等」）の新規お申し込みの受け付けを終了し、2018年10月1日より銀行代理業として三菱UFJ銀行のアパートローン等の取り扱いを開始いたします。

（※）個人のお客さま（個人が経営する資産管理会社を含む）がお借入人となる、不動産賃貸にかかる事業資金等を資金使途とする貸付

また、現在弊社からアパートローン等をお借り入れいただいているお客さまにつきましては、関係当局の認可取得を前提として、2019年10月を目途にアパートローン等のご契約を三菱UFJ銀行とのご契約に変更（以下「ご契約の移管」）させていただく方針といたしました。

なお、現在弊社から住宅ローンをお借り入れいただいているお客さまにつきましては、ご契約内容の変更はなく、引続き弊社がご相談や各種お手続きを承ります。加えて、現在弊社からアパートローン等をお借り入れいただいているお客さまにつきましても、アパートローン等以外の弊社とのお取引内容（預金、投資信託、保険等）に変更はございません。

弊社アパートローン等の新規申込受付終了およびご契約の移管にかかるご留意事項は以下の通りです。お手数をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**① 弊社アパートローン等を新規でお申し込み、または既にお申し込みのお客さま**

お借り入れ日が2019年3月29日までの場合は、弊社でお取り扱いができます。お借り入れ日が2019年4月以降の場合は、原則として弊社でお取り扱いができません。なお、お借り入れ後のご契約につきましては、2019年10月を目途に三菱UFJ銀行へ移管する方針としております。

**② ご契約の移管となるお客さま**

別途お手続き（※）が必要となりますので、改めてご案内申し上げます。

（※）今後のお手続きスケジュール（予定）

2018年11月～2019年1月	・弊社と三菱UFJ銀行とのお客さまの情報共有にかかる同意書のご提出
2019年2月～2019年7月	・変更契約書のご提出 ・三菱UFJ銀行 普通預金口座開設書類のご提出（注）

（注）既に三菱UFJ銀行の普通預金口座をお持ちの場合は不要です。

今後も弊社は、MUFGグループ各社が有する機能を活用することでお客さまの利便性の向上を図るとともに、資産運用や相続・資産承継、不動産といった、より信託銀行らしい商品・サービスの提供に注力し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

**【お問い合わせ先】**

フリーダイヤル 0120-759-377

ご利用時間/平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）